

令和 6 年

御殿場市議会 9 月定例会議案書

(議員提出分)

(第 2 号)

御 殿 場 市 議 会

目 次

議案番号	件 名	頁
議員提出議案第 7 号	地震財特法の延長に関する意見書の提出について	1
議員提出議案第 8 号	新型コロナウイルスワクチンの任意接種への変更と正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出について	3

議員提出議案第 7 号

地震財特法の延長に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び御殿場市議会会議規則（平成 3 年御殿場市議会規則第 3 号）第 14 条第 1 項の規定により、別紙意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 3 日 提 出

御殿場市議会議長 様

提出者	御殿場市議会議員
	田 代 耕 一
	川 上 秀 範
	芹 澤 勝 徳
	菅 沼 芳 徳
	小 林 恵美子
	林 義 浩

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要があるが生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

御 殿 場 市 議 会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
農林水産大臣 様
国土交通大臣 様
内閣府特命担当大臣（防災） 様

議員提出議案第 8 号

新型コロナウイルスワクチンの任意接種への変更と正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び御殿場市議会会議規則（平成 3 年御殿場市議会規則第 3 号）第 14 条第 1 項の規定により、別紙意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 3 日 提 出

御殿場市議会議長 様

提出者	御殿場市議会議員
	辻 川 公 子
	森 順

新型コロナウイルスワクチンの任意接種への変更と正確な情報や懸念について
国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出について

国民の生命や健康を脅かした新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となり、感染症として危険性が最も低い分類とされた。令和6年10月より、65歳以上において新型コロナウイルス感染症の定期接種が始まっている。新型コロナウイルスは変異を繰り返し感染した場合の重症化率は低くなっており、厚生労働省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和4年8月時点で季節性インフルエンザを下回っている。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。また、上気道からの感染の場合、感染の防御は粘膜免疫で行われ、ワクチンで生成された抗体による防御はあまり有効ではないともされる。

新型コロナワクチンは予防接種健康被害救済制度において、令和6年7月31日現在、申請件数11,645件、認定件数7,835件で、認定件数のうち、死亡一時金又は葬祭料が747件、障害年金103件、障害児養育年金1件となっている。平成21年から申請受付が始まったインフルエンザワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請状況においては令和3年末時点で認定件数191件、そのうち、死亡一時金又は遺族年金等25件、障害年金27件、障害児養育年金0件と、3年余りでインフルエンザワクチンの健康被害を大きく上回っている。ウイルスが変異を繰り返し、重症化率が低下した今、感染のリスクに対し新型コロナワクチンの安全性の担保が不十分である。

また、国民が感染症対策と予防接種について適切に判断を行うためには、感染症に対する多面的な情報、ワクチンの不都合な反応も含めた多面的な人体への影響、ワクチンの多面的な実証実験の結果について、政府及び国会は国民に対し十分な情報提供を行うべきである。

よって、国におかれては、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナワクチンの定期接種を任意接種にすること。
- 2 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）の効果及び人体に及ぼす懸念について、国民に対し十分な情報提供を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種者の接種後の健康被害状況、新型コロナウイルスへ

の感染状況を調査し公表すること。

- 4 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。
- 5 新型コロナワクチンによって生じた健康被害の救済強化をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

御 殿 場 市 議 会

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様